

第 2 章 分限・懲戒

つがる西北五広域連合職員の分限に関する手続 及び効果に関する条例

平成 2 4 年 3 月 2 7 日
条 例 第 6 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）
第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果
並びに同条第 4 項の規定に基づく失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者は、法第 2 8 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、
若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職す
る場合においては、医師 2 人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該
職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超
えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事由が消滅したと認めら
れるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 2 8 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件
が裁判所に係属する間とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者の給与については、別に条例で定める。

(失職の特例)

第 5 条 任命権者は、法第 1 6 条第 2 号に該当するに至った職員のうち、その罪が業務上
の過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して
特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

2 職員は、前項の場合において当該刑の執行猶予が取り消されたときは、その日におい
て、その職を失うものとする。

(休職の事由)

第 6 条 職員が、水難、火災その他の災害により、生死不明又は住所不明となった場合に
おいては、これを休職にすることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、鶴田町又は公立金木病院組合の職員であった者で、施行日において引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、五所川原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年五所川原市条例第30号）、つがる市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年つがる市条例第25号）、鱒ヶ沢町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和31年鱒ヶ沢町条例第16号）、鶴田町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年鶴田町条例第13号）又は公立金木病院組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和33年公立金木病院組合条例第14号）の規定により休職を命じられた職員については、それぞれこの条例に規定する休職を命じられたものとみなし、その期間は通算する。